

# 目 次

はしがき

凡 例

序 章 概 観	1
§ I 刑事裁判のかたち 21世紀における「市民主義」の構造	2
1 刑事手続の流れ (2)	
2 裁判員裁判——市民主義の登場 (3)	
3 法 源 (4)	
§ II 刑事訴訟法と憲法の原理	6
1 刑事訴訟法と「技術性」 (6)	
2 憲法と刑事手続の構造を規制する原理 (6)	
§ III 刑事手続の基本原則	8
1 刑事手続における適正処理 (8)	
2 糺問的捜査観と弾劾的捜査観 (8)	
3 糺問主義と弾劾主義 (9)	
4 職権主義と当事者主義 (9)	
5 実体的真実主義と適正手続主義 (10)	
6 精密司法と核心司法 (11)	
§ IV 刑事手続の主体	11
1 被疑者・被告人 (11)	
2 弁護士・弁護人 (12)	
3 警察官 (13)	
4 検察官 (13)	
5 裁判官 (14)	
6 裁判員 (15)	
7 被害者 (15)	
第1章 捜 査	21
§ I 捜査の端緒	22
1 捜査機関の活動が端緒になる場合 (22)	
2 市民の協力, 犯人の自首 (27)	
§ II 犯罪の捜査	29
1 捜査の意義 (29)	
2 行政警察作用・司法警察作用 (30)	
3 捜査の主体 (30)	
4 検察官と司法警察職員 (33)	

§ III 捜査の方法 (1) .....	34
1 捜査の原理——捜査はどんな原則に従って行われるか (34) <b>2</b> 任意捜査と強制捜査 (36)	
§ IV 証拠物の収集 捜査の方法(1) .....	39
1 任意捜査各論 (39) <b>2</b> おとり捜査 (43) <b>3</b> 令状による 捜索・差押え (44) <b>4</b> 電磁的記録の捜索・差押え (50) <b>5</b> 無令状捜索・差押え・検証 (52) <b>6</b> 検証, 身体検査, 鑑定 (54) <b>7</b> 強制採尿と強制採血 (56) <b>8</b> 照会 (58) <b>9</b> 通信傍受 (58)	
§ V 供述の確保 捜査の方法(2) .....	60
1 参考人の取調べ (60) <b>2</b> 被疑者の取調べ (62)	
§ VI 被疑者の身体拘束 捜査の方法(3) .....	68
1 逮捕 (68) <b>2</b> 引致・留置・検察官送致 (73) <b>3</b> 検察 官の措置 (74) <b>4</b> 逮捕令状と救済手続 (75) <b>5</b> 勾留 (75) <b>6</b> 逮捕・勾留の諸問題(81)	
§ VII 被疑者の防御 .....	88
1 被疑者と防御活動 (88) <b>2</b> 黙秘権 (89) <b>3</b> 弁護人依頼 権 (90) <b>4</b> 接見交通権 (95) <b>5</b> 被疑者と一般人との面会権 (101) <b>6</b> 防御のための強制処分 (102)	
§ VIII 捜査の終結 捜査はどのようにして終結するのか .....	102
1 全件送致 (102) <b>2</b> 起訴後の捜査 (103)	
§ IX 国際犯罪捜査 .....	104
1 捜査共助 (104) <b>2</b> 国際捜査協力 (105)	
<b>第2章 公 訴</b> .....	107
§ I 公訴権の意義 .....	108
§ II 国家訴追主義 .....	108
§ III 事件処理 .....	109
§ IV 訴訟条件 .....	111
1 訴訟条件 (111) <b>2</b> 公訴時効 (112)	
§ V 公訴の提起と起訴状 .....	114

<b>1</b> 起訴処分 (114)	<b>2</b> 一罪の一部起訴 (116)	<b>3</b> 起訴状の記載内容 (116)	<b>4</b> 訴因の特定 (117)	<b>5</b> 起訴状一本主義 (119)
§ VI 公訴権の抑制	119			
<b>1</b> 不起訴の場合 (120)	<b>2</b> 起訴した場合と「公訴権濫用論」 (121)			
<b>第3章 公判</b>	123			
§ I 裁判所の構成	124			
<b>1</b> 裁判所の意義 (124)	<b>2</b> 裁判所の管轄 (124)	<b>3</b> 受訴裁判所の構成 (128)	<b>4</b> 裁判官の除斥, 忌避および回避 (129)	
§ II 公判審理の準備	130			
<b>1</b> 公判審理の準備 (130)	<b>2</b> 被告人の召喚・勾引・勾留 (132)			
§ III 公判前準備手続	136			
<b>1</b> 公判前準備手続の概要 (136)	<b>2</b> 証拠開示について (137)			
§ IV 公判前整理手続	139			
<b>1</b> 公判前整理手続の意義 (139)	<b>2</b> 公判前整理手続の進行 (140)	<b>3</b> 証明予定事実記載書の提示と証拠調べ請求 (141)	<b>4</b> 類型証拠開示手続 (141)	<b>5</b> 被告人の主張明示と主張関連証拠開示 (143)
<b>6</b> 証拠開示に関する裁定手続 (143)	<b>7</b> 争点の整理, 審理計画の策定, 手続の終結, 期日間整理手続 (144)	<b>8</b> 公判前整理手続を踏まえた公判審理の特則 (145)		
§ V 証拠調べ請求手続	146			
<b>1</b> 証拠調べの請求 (146)	<b>2</b> 証拠決定 (148)			
§ VI 公判手続の基本	150			
<b>1</b> 公判の構成 (150)	<b>2</b> 被告人, 弁護人 (150)	<b>3</b> 裁判員裁判 (155)		
§ VII 公判審理	157			
<b>1</b> 公判の基本原則 (157)	<b>2</b> 冒頭手続 (159)	<b>3</b> 簡易な証拠調べ手続 (160)	<b>4</b> 証拠調べの実施——公判前整理手続先行の場合 (161)	<b>5</b> 被告人質問 (167)
<b>6</b> 被害者等の意見陳述 (167)	<b>7</b> 論告, 弁論, 結審 (167)	<b>8</b> 弁論の分離・併合, 再開 (167)		
<b>9</b> 審理の円滑な進行 (170)				

§ VIII 審判の対象	171
1 刑事裁判は何を対象に行われるのか (171)	
2 訴因の変更の要否 (173)	
3 訴因変更の可否 (177)	
4 罰条, 法的構成, 罪数, 訴訟条件と訴因変更 (180)	
5 訴因変更の手続 (183)	
<b>第4章 証 拠</b>	189
§ I 公判と証拠	190
1 刑事裁判と証拠の機能 (190)	
2 証拠の意義 (191)	
§ II 証拠能力	194
1 証拠能力の意義と原理——自然的関連性, 法律的関連性, 証拠禁止 (194)	
2 証拠の関連性 (195)	
§ III 違法収集証拠排除法則	198
1 排除法則の意義 (198)	
2 排除法則の基準 (199)	
3 排除法則の適用 (204)	
§ IV 自白の証拠能力 (自白法則)	206
1 自白の意義 (206)	
2 自白法則の基準 (207)	
3 自白法則の適用 (210)	
§ V 伝聞証拠の証拠能力 (伝聞法則)	212
1 伝聞法則の意義 (212)	
2 「伝聞禁止」の原理 (214)	
3 「人のことば」と表現の真し性 (215)	
4 伝聞例外(1)——総論 (217)	
5 伝聞例外(2)——条文解説 (219)	
<b>第5章 裁 判</b>	241
§ I 事実の認定	242
1 裁判所は証拠をどう評価するのか (242)	
2 自白にはなぜ補強証拠があるのか——自白の補強法則 (244)	
3 「合理的疑いを超える証明」 (247)	
4 検察官の挙証責任 (248)	
§ II 裁判のかたち	254
1 有罪・無罪の判断——実体裁判 (254)	
2 「裁判」の意義 (256)	
§ III 裁判の効果	258
1 裁判の成立と裁判の効果 (258)	
2 一事不再理効 (260)	

第6章	上訴	263
§ I	上訴の意義	264
§ II	上訴	264
§ III	控訴	267
	1 控訴審の機能 (267) 2 控訴の理由 (268) 3 「2項調査」「2項破棄」 (269) 4 控訴の手續 (269) 5 控訴審の審理 (270) 6 控訴審の裁判 (273)	
§ IV	上告	276
	1 上告審の機能 (276) 2 上告の手續 (277) 3 上告審の裁判 (278)	
§ V	抗告・準抗告 手續事項に関する不服申立て	279
	1 抗告 (279) 2 通常抗告と「異議の申立て」 (279) 3 即時抗告 (280) 4 準抗告 (281) 5 特別抗告 (282)	
第7章	付随手續	285
§ I	略式手續	286
§ II	少年事件	287
§ III	簡易公判手續	290
§ IV	即決裁判手續	291
第8章	再審・非常上告	293
§ I	再審	294
	1 再審の機能 (294) 2 再審理由 (294) 3 再審請求手續と再審公判手續 (295)	
§ II	非常上告	297
	事項索引	299
	判例索引	303